

## 平成24年度 事業計画

国においては、社会保障全体の見直しと財政の健全化を同時に改革しようとする社会保障と税の一体改革の取り組みとともに、地方分権改革をはじめ、改正介護保険法の施行、子ども・子育て新システムの構築、新たな障害保健福祉制度等の諸改革が行われております。

このような情勢のなかで、本会では平成23年度末に「川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画」を策定いたしました。この計画は、平成24年度から5か年の計画で、これまでの2期にわたる計画の理念を継承しつつ4つの重点目標を掲げ、本会が地域福祉の推進を図る要としての役割を認識し、「川崎市住民福祉協働プラン」としました。

平成24年度は、本計画に沿って各事業の積極的な展開を図りますが、特に、東日本大震災への被災地支援から把握できた災害時対策については、現行のマニュアルの見直しを行うとともに、活動資金の確保のため「災害活動基金（仮称）」創設に向けた取り組みを行います。

また、本年度は、「指定都市社協・民児連連絡協議会」を本市が当番市として開催します。川崎市民生委員児童委員協議会と協力して円滑な開催に努めます。

本年度も、誰もが安心して暮らすことのできる住民参加の福祉のまちづくりの実現をめざして、地域福祉の増進に努めます。

### — 川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画 —

- 《理 念》
- 1 市民の福祉理解の推進と福祉活動の振興
  - 2 市民の生活をささえる「かわさきネットワーク」の形成
  - 3 市民の福祉関係団体・施設との協働促進
- 《重点目標》
- 1 市民の自発的な活動促進と参加拡大
  - 2 生活基盤の強化につなげる市民、行政との協働関係の構築
  - 3 会員間の協働関係の構築
  - 4 川崎市内の協議体・運動体としての課題提起

## 基本方針

### 1 「川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画」の推進

「川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画」は、平成24年度から平成28年度までの計画として策定しました。本年度は、その初年度として各事業を着実に推進するとともに、理事会において計画の進行管理を行います。

## 2 関係機関との連携強化、会員間の協働の具体化

各区社会福祉協議会との連携を強化するとともに、川崎市の福祉行政部門との連携を密にし、福祉関係団体を含めた市域における地域福祉ネットワークづくりに努めます。また、地域の福祉課題やニーズ等に対し、会員間や各部会間で問題の共有化や協働した取り組みができるような仕組みをつくりまします。

## 3 運営基盤の強化

持続可能な事業推進の基盤となる本会の人材の育成と財政運営の充実強化に努めます。また、事業運営における効率的かつ有効な事務局体制のあり方について検討しまします。

### 事業計画の内容

#### 1 法人運営事業

理事会を中心とした円滑な法人運営を図るとともに、事務事業の効率的な運営に努めます。

- (1) 三役会、理事会、評議員会の開催
- (2) 監事会の開催
- (3) 会員の増強
- (4) 苦情解決の実施と推進
- (5) 財政基盤の強化

#### 2 調査・研究事業

第3期地域福祉活動推進計画を着実に遂行することができるよう、業務ごとの計画シートを作成し検証しまします。また、必要に応じてプロジェクト会議等を開催しまします。

#### 3 職員研修事業

職員研修は、階層別、課題別の研修を実施するほか、外部研修への参加を促進し、福祉の専門職としての資質の向上をめざしまします。

#### 4 啓発、広報及び情報提供事業

ホームページや広報紙、社会福祉大会等様々な機会を通して、市民への福祉の啓発・広報、情報提供に努めます。

- (1) 第50回川崎市社会福祉大会の開催
- (2) 広報紙「川崎の社会福祉」の発行（年4回）
- (3) ホームページの運用と管理
- (4) 社会福祉啓発普及事業の実施

- (5) 地域福祉活動に関する情報の収集・管理・配信
- (6) 社会福祉関係視聴覚器材の整備と活用
- (7) 社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用

## 5 区社協との協働・連携及び支援

区社協は、それぞれの地域福祉活動計画に沿って、区内の地域福祉の増進に向けた事業を展開しています。必要に応じ協力や連携、情報提供を行い、市内の地域福祉活動推進の調整や協働した取り組みを進めます。

- (1) 区社協事業への協力・連携
- (2) 区社協会長会議の開催（地域部会事業）
- (3) 区社協役職員等の研修会の開催（地域部会事業）
- (4) 区社協事務局長及び課長会議の開催

## 6 団体等助成事業

福祉関係団体で実施する事業が効果的に展開できるよう必要な助成を行います。

- (1) 社会を明るくする運動への協力
- (2) 民間老人いこいの家運営費助成事業
- (3) 地域子育て支援事業の推進
- (4) 民間社会福祉施設従事者福利厚生費助成事業
- (5) ふれあい活動支援事業の推進
- (6) 交通遺児給付金の交付
- (7) 法定外緊急援護事業資金の交付（生活困窮者緊急援護資金）
- (8) 福祉基金による団体等助成
- (9) 障害者団体等への活動助成

## 7 部会・委員会事業

本会の7部会及び委員会の課題に沿った事業を進めるとともに、地域の福祉課題やニーズ等に対し、問題を共有し課題解決に向け協働して対応できる仕組みづくりに取り組みます。

- (1) 地域部会・法人経営者部会・施設部会（保育協議会、老人福祉施設協議会、障害者福祉施設協議会、児童・母子福祉施設協議会）・民生委員児童委員部会・保護司部会・障害者団体部会・ボランティア団体部会の開催、交流事業及び研修事業等の実施
- (2) 子育て支援事業推進委員会等、各種委員会及び種別会員会議等の開催
- (3) 全国、関東ブロック、県、指定都市で開催される関係会議への参加、協力及び開催
- (4) 指定都市社協・民児連連絡協議会の開催（当番市）

平成24年7月5日（木）・6日（金）於：川崎日航ホテル

## 8 民生委員児童委員活動並びに川崎市民生委員児童委員協議会との連携協働

民生委員児童委員が、地域の福祉課題に対応した活動を展開するために有効な研修を実施します。また、本年度川崎市が当番市として開催する「指定都市社協・民児連連絡協議会」について、川崎市民生委員児童委員協議会と連携協力して進めます。

- (1) 民生委員児童委員活動推進のための研修事業の実施(民生委員児童委員部会事業)
- (2) 川崎市民生委員児童委員協議会との協働及び助成事業の実施

## 9 福祉基金運営事業

福祉基金の広報を行い、基金の増強に努めます。また、福祉基金の運営については、運営委員会を開催し協議します。

## 10 災害活動基金運営事業

災害時に本会として取り組む活動の財源確保として、「災害活動基金（仮称）」の創設に取り組みます。

## 11 資金貸付事業

社会福祉法人の施設の新設、改修、運営費等に対する「社会福祉事業振興資金」の貸付事業を行います。

- (1) 社会福祉事業振興資金の貸付及び償還
- (2) 福祉施設整備資金の償還

## 12 社会福祉法人経営改善支援事業

社会福祉法人のセーフティネット事業の一つとして、次の3事業に取り組みます。また、今年度は、相談事業の充実を図るため、従来の電話・メール・来所による相談に加え、希望のある社会福祉法人又は施設を訪問する「訪問相談」を新たに実施します。さらに、メール又はFAXによる「社会福祉法人経営改善支援事業通信（仮称）」を定期的に発行し、相談日程や法人経営・施設運営に関する情報提供を行います。

- (1) 経営改善相談の実施
- (2) 経営健全化計画の作成支援
- (3) 社会福祉施設運営費の融資

## 13 共同募金運動の推進

共同募金運動（年末たすけあい運動含む）に協力します。

## 14 指定管理事業

指定管理事業として本会が運営する「川崎市総合福祉センター」「川崎市高齢社会福祉総合センター」「川崎市聴覚障害者情報文化センター」の適正な管理運営に努めます。

### (1) 川崎市総合福祉センター

川崎市総合福祉センターの事業の一つである地域福祉情報バンク事業については、総合相談支援システムの構築及び情報提供・収集システムの充実とともに、メールマガジンの配信を行います。

- ①地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・かわさき障害者110番・専門相談）と地域福祉情報のデータベースの充実、情報提供事業の実施。社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用
- ②社会福祉関係従事者及び地域福祉活動に取り組む市民・ボランティア等を対象にした研修事業の実施
- ③施設・設備の利用提供事業の実施

### (2) 川崎市高齢社会福祉総合センター

人材確保に向けた訪問介護員養成研修を行うほか、介護従事者の離職防止を意識した介護技術の再確認講座を継続して実施します。また、研修のテーマ設定や市民向け講座の実施にあたっては、施設や事業所、関係機関、区社協等現場のニーズに即して企画します。

#### <人材養成研修事業・人材開発研修センター事業>

- ①訪問介護員養成研修2級課程の実施
- ②福祉職員向け現任研修の実施
- ③介護福祉士資格取得準備講座の実施
- ④認知症介護に関する研修の実施（実践者研修・リーダー研修・サービス事業管理者研修・サービス事業開設者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）
- ⑤重度訪問介護従業者養成研修の実施
- ⑥予防給付ケアマネジメント従事者等養成研修の実施
- ⑦介護支援専門員実務研修及び専門・更新研修の実施
- ⑧相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施
- ⑨その他指定管理事業の中で必要な研修の実施

#### <介護普及啓発事業・保健研究センター事業>

- ①福祉情報ミニ講座の実施
- ②介護講座の実施
- ③認知症講座の実施
- ④地域講座の実施
- ⑤介護いきいきフェアの実施
- ⑥高齢者フットケア教室の実施
- ⑦福祉用具の展示及び研修の実施
- ⑧福祉関係ビデオ・図書・視聴覚機材の貸し出し事業の実施

### (3) 川崎市聴覚障害者情報文化センター

手話・要約筆記派遣事業について、指定管理費と別枠での実績保障契約ができるよう川崎市と協議します。また、指定管理者制度適用の妥当性についての検証を行います。

- ①ろうあ者及び中途失聴・難聴者相談事業の実施
- ②手話通訳者の派遣と登録者の研修、要約筆記奉仕員の派遣と要約筆記者への移行（現任）研修及び要約筆記者の認定（全国要約筆記統一試験）の実施
- ③厚生労働省カリキュラムに基づく手話奉仕員・手話通訳者養成及び指導者養成と全国手話通訳者統一試験の実施
- ④厚生労働省カリキュラムに基づく要約筆記奉仕員の養成事業及び指導者養成の実施
- ⑤字幕（手話入り）ビデオ及びDVDの制作及び貸出事業の実施
- ⑥OHP等情報機器貸出事業の実施
- ⑦施設の管理運営
- ⑧専門機関・関係機関等との連携、及び当事者団体、各区ろう協・手話サークル等への支援、連携・協働の強化・充実
- ⑨手話・要約筆記派遣事業の実績保障契約への働きかけ、及び指定管理者制度適用の妥当性についての検証

## 15 受託事業

川崎市又は神奈川県社協からの委託事業である次の各事業について、適正な事業運営に努めます。

- (1) 福祉パルの管理運営
- (2) 老人いこいの家管理運営調整業務（指定管理者との調整等）
- (3) 福祉人材バンク事業

深刻な福祉人材不足に対応するため、就職相談会の一層の充実を図るほか、川崎市や本会人材開発研修センターと連携した人材確保対策に取り組みます。また、臨床心理士による福祉事業従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふおーえむ』」については、相談者の増加にあわせ、相談開所日を拡大して対応します。

- ①福祉の仕事の相談と求人票の閲覧、紹介
- ②新卒の学生及び随時採用を対象とした就職相談会の開催、就労希望者等へのガイダンスや講習会の開催
- ③福祉人材確保のための研修会の開催
- ④関係機関及び福祉関係の学校等との連携
- ⑤福祉職の定着を図るための従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふおーえむ』」の実施及びメンタルヘルス研修の開催

- (4) 生活福祉資金貸付事業に関する広報・連絡調整

## (5) 福祉サービス利用事業

- ①要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の総合的管理運営
- ②紙おむつ及び日常生活用具給付事業の総合的管理運営
- ③生活支援型食事サービス事業の総合的管理運営
- ④介護予防型配食サービス事業の総合的管理運営
- ⑤緊急通報システム設置運営事業の総合的管理運営
- ⑥高齢者外出支援サービス事業の総合的管理運営
- ⑦あんしん見守り一時入院等事業の実施
- ⑧ふれあいデイセンター事業の調整及び情報提供の実施
- ⑨重度障害者訪問看護サービス等支援事業の総合的管理運営

## (6) 地域包括支援センター事業の実施（大師中央・溝口・登戸）

本会が受託運営する地域包括支援センターでは、自助・共助・公助に基づいた地域づくりについて、地域住民や自治組織・資源等、社会福祉協議会のもつ様々なネットワークを基盤とした取り組み（地域包括ケア連絡会議など）を行い、高齢者の地域でのサポートネットワークづくりを推進します。

- ①総合相談・支援事業
- ②権利擁護事業
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④介護予防ケアマネジメント事業
- ⑤市高齢者福祉サービスの利用調整

## 16 福祉サービス第三者評価事業

第三者評価事業の評価機関として、事業の周知及び受審を進めるとともに、本会が事業を実施する意義や役割等を検証します。

## 17 ボランティア活動振興センター事業

専門分野で活動するボランティア団体等を把握するため、関係団体と連携して実態調査を行い、全市的なネットワーク体制の構築を進めます。また、福祉教育事業では、学校を核とし、教育機関や各区社協、関係団体と連携し、福祉教育事業の課題整理や検討を行います。

災害時の取り組みについては、川崎市、公益財団法人かわさき市民活動センター及び本会との「川崎市災害ボランティアセンターに関する協定書」について、明確な役割分担や体制づくりのため必要な見直しを行います。また、災害発生時対応マニュアルの検証のほか、復興時における生活支援対策の検討準備を行います。

- (1) 地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・かわさき障害者110番・専門相談）、総合相談支援システムの構築、地域福祉情報のデータベースの充実、情報提供事業の実施
- (2) ボランティアコーディネーターの設置によるボランティア相談の実施
- (3) 市・区社協ボランティア担当者会議の開催

- (4) 川崎市・かわさき市民活動センター等災害関係機関との協定に基づく役割分担や体制づくりの検討、災害発生時対応マニュアルの検証に協力、関係機関との定期的な懇談会の参加、災害時対応研修として実地訓練を定期的に開催
- (5) 区社協並びに NPO 等が実施する移送サービス事業への研修実施等の支援
- (6) 福祉教育推進機関との連携による福祉教育の推進
- (7) 市・区社協ボランティアセンター運営委員向け懇談会の実施
- (8) ボランティア活動パワーアップセミナー並びにコーディネーター等の養成研修の実施
- (9) ホームページ並びに紙媒体等におけるボランティア関連情報の発行
- (10) 福祉関連図書・ビデオ・福祉啓発機材並びに視聴覚機材の貸出
- (11) 企業・関係団体における助成金情報の提供・支援
- (12) ボランティアコーディネーター研修等を開催、ボランティア連絡会の全区立ち上げに向けた働きかけ、啓発活動等の側面的な区社協ボランティアセンター事業の充実強化の支援
- (13) 市内ボランティア活動推進機関との連絡調整

## 18 川崎市あんしんセンター事業

日常生活自立支援事業の円滑な事業推進を図るため、7区あんしんセンターとの連絡調整を継続して行うとともに、職員研修の実施などにより、区社協への支援を積極的に行います。

成年後見事業については、制度の普及啓発に努めるとともに、第三者後見人確保策としての市民後見人推進機関事業の検討を行います。

- (1) 権利擁護にかかわる相談の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 契約能力判定審査会の運営
- (4) 業務監督審査会の運営
- (5) 生活支援員及び専門員等研修の実施
- (6) 成年後見事業の実施
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 成年後見制度利用促進あんしん生活支援事業の実施
- (9) 市民後見人推進機関事業検討会の開催

## 19 居宅介護等事業

平成24年の法改正に対応して、安定的な経営継続を図るための事業所運営体制を構築します。また、本年度は、本市が当番市として「第20回指定都市ホームヘルプサービス事業等実施団体連絡会議」を開催しますが、関係機関との連絡を密にして円滑に開催できるよう努めます。

- (1) 介護保険法によるサービス提供  
訪問介護事業・予防訪問介護事業の実施



- (2) 障害者自立支援法における居宅介護事業
  - ①居宅介護等事業の実施
  - ②地域生活支援事業の実施
- (3) 福祉住宅等訪問協力員派遣事業の実施
- (4) 自由契約事業（おたっしゅサポート）によるサービス提供
- (5) 訪問介護員養成研修２級課程の実施による人材の養成・確保
- (6) 経営会議の開催
- (7) 第２０回指定都市ホームヘルプサービス事業等実施団体連絡会議の開催  
（当番市） 平成２４年１１月１５日（木）於：川崎日航ホテル

## 20 公益事業

- (1) 川崎市高齢者外出支援乗車事業の実施
- (2) 川崎市総合福祉センター事業（再掲）
  - ①地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・かわさき障害者１１０番・専門相談）と地域福祉情報のデータベースの充実、情報提供事業の実施。社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用
  - ②社会福祉関係従事者及び地域福祉活動に取り組む市民・ボランティア等を対象にした研修事業の実施
  - ③施設・設備の利用提供事業の実施
- (3) 地域包括支援センター事業の実施（大師中央・溝口・登戸）（再掲）
  - ①総合相談・支援事業
  - ②権利擁護事業
  - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
  - ④介護予防ケアマネジメント事業
  - ⑤市高齢者福祉サービスの利用調整
- (4) 介護保険法によるサービス提供
  - ①居宅介護支援事業の実施

## 21 社会福祉関係行事への協力

次の社会福祉関係行事の実施又は協力を行います。

- (1) 児童福祉施設訪問事業の実施
- (2) 高齢者福祉施設訪問事業の実施
- (3) 交通遺児援護事業への協力

## 22 その他

その他地域福祉増進に必要な事業を実施します。